

「いのちのとりで裁判 10.28 大決起集会」 成功に向けたご協力をお願い

《いのちのとりで裁判全国アクション共同代表》

雨宮処凛（作家）、稲葉剛（住まいと貧困に取り組むネットワーク世話人）

井上英夫（金沢大学名誉教授）、木下秀雄（大阪市立大学名誉教授）

尾藤廣喜（弁護士）、藤井克徳（NPO 法人日本障害者協議会代表）

吉田松雄（全国生活と健康を守る会連合会会長）

2025 年 6 月 27 日、いのちのとりで裁判（生活保護基準引き下げ訴訟）は最高裁判所において原告勝訴の判決を勝ち取りました。2013 年から 2015 年にかけて最大 10% の生活扶助費の引き下げは、生活保護法に違反しており取り消す、という歴史的判決でした。最大 1027 人となった原告のうち、232 人以上が勝訴判決を聴くことなく、訴訟半ばで亡くなりました。最初の提訴から 11 年、いたずらに論点をすりかえて訴訟を長引かせた国には極めて重い責任があります。

ところが、最高裁判決から 2 カ月以上が過ぎても、依然として厚生労働大臣は原告や生活保護利用者に対する謝罪を一切行なっていません。昨年、最高裁判決翌日に担当大臣自らが謝罪した優生保護法裁判とは、あまりに異なる対応です。

また、被害回復についても原告や支援者不在の専門委員会を設置して対応を検討する、としており、2013 年から違法に引き下げられた生活扶助費の支給がいつになるのかの目途さえ示されていません。

終わりの見えない物価高での厳しい生活、最高裁判決を受けて増している感があるバッシングのなかで日々を過ごす原告にとって、あまりに酷い仕打ちです。

こうしたなかで、最高裁判決を受けた全面解決、そして憲法 25 条で謳われている権利と暮らしが保障される制度作りに向けて、「いのちのとりで裁判 10.28 大決起集会」を企画しました。会場こそ異なりますが、奇しくも 10 年前の「25 条大集会」と同じ 10 月 28 日となります。あの日、当事者・支援者・国会議員ら 4000 人が日比谷野外音楽堂に集い、25 条の実質化を求めて心を一つにする歴史的な日になりました。今回の企画も、歴史的な最高裁判決を踏まえて、わたしたちの社会がだれも排除されることのない、だれもが人間らしく、生き生きと暮らせる社会に転換するきっかけにしたいと思います。

ついては、以下の 3 点について、ぜひともご協力いただければ幸いです。

* 社会へのアピールのため、賛同団体としてお名前を連ねていただきたい。

* 企画当日、ぜひ多くの関係者の参加を得られるよう、呼びかけていただきたい。

（今回の会場は消防法の関係、事前に申し込みを締め切ります）

* 原告の移動費、会場費や情報保障費など開催経費へのカンパをお願いしたい。

（1 口 1 万円をめやすに）

2025 年 9 月吉日